

暴力団等並びに暴力団員及び暴力団準構成員等の認定基準について
(通達)

平成31年4月5日 佐本組対発第149号

◎ 概要

あらゆる警察活動を通じて、暴力団対策を効果的に行うため、実態解明を基本とし、暴力団対策の対象を明確にするために定められた

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 総会屋等
- 社会運動等標ぼうゴロ

等の認定基準に基づき認定したときは、以後継続して視察することとし、これらを認定した警察署における関係資料の作成及び管理等について指示したものである。